

岡崎市放置自転車等の撤去、保管及び返還等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放置自転車等の撤去、保管及び返還等に関し、岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例(平成8年岡崎市条例第35号。以下「条例」という。)及び岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(平成8年岡崎市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(注意札への記載事項)

第3条 条例第12条第1項に規定する注意札には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 防犯登録番号又は車体番号

(放置禁止区域内における放置自転車等の撤去方法)

第4条 放置禁止区域内において自転車等を撤去するときは、即時撤去の場合でも注意札を取付けたうえで、当該自転車等を撤去するものとする。

(放置禁止区域外における放置自転車等の撤去方法)

第5条 放置禁止区域外において自転車等を撤去するときは、注意札を取付けた日を0日目とし、その後規則第3条に規定する期間取り外されることなく経過したことを確認したうえで、当該自転車等を撤去するものとする。

(撤去措置)

第6条 市長は、条例第11条第2項又は条例第12条第2項及び同条第3項の規定に基づき自転車等を撤去する場合において、やむを得ないと認めるときは、係留チェーンの切断その他の必要な措置をとることができる。この場合において、当該自転車等の利用者等に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(保管場所)

第7条 条例第13条第1項に規定する保管場所は、別表第1に定めるところによる。

(保管措置)

第8条 撤去した自転車等は、原則として撤去した日ごとにまとめて保管する。

2 撤去した自転車等には、速やかに整理番号を貼付し保管台帳を作成するものとする。

(利用者の照会)

第9条 規則第4条に規定する保管自転車等の利用者（以下「利用者」という。）の確認は、愛知県岡崎警察署又は防犯登録番号を管轄する都道府県警察、若しくは軽自動車税を管轄する市区町村の担当部署への次に掲げる事項の照会により行うものとする。

(1) 防犯登録番号による照会

(2) 車体番号による照会

(3) その他の照会

(返還方法及び返還手数料の取扱い)

第10条 市長は、第7条に規定する保管場所において、規則第5条の規定により提出された申請書及び運転免許証その他の本人確認に利用できる書類を確認したうえで、条例第14条第1項に規定する費用（以下「返還手数料」という。）を徴収し、自転車等を返還するものとする。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により自転車等を売却した場合の代金については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第3項の規定に基づき、歳入歳出外現金として保管し、利用者が引取りにきた場合に返還するものとする。

3 前項の規定により売却代金の返還を受けようとする者は、規則第5条に規定する申請書により請求するとともに、返還手数料を納付しなければならない。

(盗難自転車等の取扱い)

第11条 市長は、第9条に規定する利用者の照会の結果、盗難の被害届が提出されていることを確認した場合には、速やかに、管轄する警察署長に当該自転車等を引き渡すものとする。

(返還手数料の免除)

第12条 自転車等の返還を受けようとする者であつて、かつ、条例第14条第2項に規定する盗難その他やむを得ない事由があり、返還手数料の免除を受けようとする者は、当該事由を証明することができるものを提示しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

自転車等保管場所

	名称	位置
1	暮戸自転車等保管所	岡崎市暮戸町字南川畔10番2地先